

第6 内装制限

1 消防法令上の内装制限

- (1) 消防法令上の内装制限については仕上げについてのみであり、下地までは問わないものであること。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより防火材料の認定を受けているものについては、下地からを対象とする。
- (2) 消防用設備等の適用に当たって、室内に面する部分の壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分も内装制限の対象となるものであること。

※建基法第129条に規定する特殊建築物の内装制限においては床面から1.2メートル以下の部分が除かれている。しかし、消防法令上では特に限定していないため、延焼危険等を考慮し、壁の内装制限は壁全体に及ぶものとする。
- (3) 次に掲げる部分については、内装制限の対象としない。
 - ア 押入、物入等（人が内部に入って収納作業を行うものを除く。（概ね4㎡））
 - イ 便所（ユニットタイプに限る。）
 - ウ 浴室（ユニットタイプに限る。）で内部に風呂釜、湯沸器又は乾燥機（電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づき技術基準に適合したもの、改正前の電気用品取締法（昭和36年法律第234号）の型式認可品及び一般社団法人日本電機工業会が定めた自主試験基準に適合する機器は除く。）等出火源となるものを設置しないもの
 - エ 外気に開放されたバルコニーその他これに準ずるもの（以下「バルコニー等」という。）
 - カ 建具
- (4) 室内に面する天井又は壁の一部に木材その他の可燃材料を用いた場合は、原則として内装制限の適用はできないものであること。

ただし、鴨居、柱、はり、天井のさお縁等の木材が露出する部分又は、照明器具のカバー等の部分で、当該部分の室内に面する面積が各面の面積の10分の1以下の場合、この限りではない。
- (5) 天井まで達しない間仕切壁で、次に掲げる場合は、内装制限の対象として取り扱うこと。
 - ア 床に固定又は固定はされていないが、常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないもの。
 - イ 床面からの高さが1.5m以上で、用途の形態により、別空間となるように設けられた室を形成するもの。
- (6) 内装規定
 - ア 令第11条第2項（屋内消火栓設備に関する基準）
 - イ 令第12条第4項（スプリンクラー設備に関する基準）

- ウ 規則第6条第2項（大型消火器以外の消火器具の設置）
 - エ 規則第12条の2（スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画）
 - オ 規則第13条（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）
 - カ 規則第14条第11の2号（特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置）
 - キ 規則第26条第5項（避難器具の設置個数の減免）
 - ク 規則第28条の2（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分）
 - ケ 平成17年総務省令第40号、平成17年消防庁告示第2号（特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件）
- (7) 令第11条第1項第6号に係る内装制限は、階ごとにその対象とする。
- (8) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、令第9条の適用を受け別の防火対象物とみなされるものにあつては、当該部分ごとに内装制限の対象とする。
- (9) 国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組み合わせ（平成12年建設省告示第1439号「難燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件〔適合仕様〕」による内装の仕上げは、消防法令上の内装制限に適用されないものであること。
- (10) 不燃性塗料の塗布による仕上げは、原則、認められないものであること。

2 防火施工管理ラベル

認定条件に基づいた施工方法で仕上げた印として施工現場の仕上げ箇所に添付される。

赤（不燃材料）、緑（準不燃材料）、青（難燃材料）の3種類があり、それぞれに委託施工用と責任施工用の2タイプがある。

なお、ラベル内には「認定番号」並びに「施工者登録番号」若しくは「施工管理者名」が記載されていないと無効となる。

